

手話通訳者等利用費用助成要領

1. 申請方法

- (1) 申請にあたり、別に定める「手話通訳者等利用費用助成に関する規程」をご覧ください。
- (2) 利用者またその代理人は、春季大会は4月10日、秋季大会は10月10日までに、大会委員会事務局に所定の申請書（別添）を提出してください。
- (3) 大会委員会事務局で申請書を受領しましたら、受領メールをお送りいたします。受領メールをご確認いただきましたら、申請完了です。

2. 助成金額

- (1) 助成申請は1人1件の申請に限り、最大5万円または実費額（どちらか低い方）を助成します。
- (2) 申請総額が、各大会に充てられた予算を超えたときは(1)の助成額によらず、各大会の予算を各助成申請に按分した額を助成します。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。
- (3) 助成見込み額は申請を締め切った後にご連絡します。
- (4) 助成額の決定は実際の利用者数が確定した後にご連絡します。

3. 助成金の請求

- (1) 大会終了後1ヵ月以内に、手話通訳等利用の事実を証明する書類（領収書など、利用日、利用料金などが明記されているもの）を学会事務局までご郵送ください。
- (2) 全申請者の書類が事務局に到着した後、1ヵ月以内に利用者又はその代理人が指定した口座に助成金を振り込みます。

4. 大会当日

利用者またその代理人は利用日ごとに受付確認を行い、受付確認印をもらってください。受付確認の際には、本人確認書類（運転免許証、職員証、学生証など）の提示をお願いします。

5. その他

- (1) 手話通訳者または要約筆記者の手配は利用者又はその代理人が行うものとし、手配にかかる費用は利用者又はその代理人がお支払いください。
- (2) 大会参加にあたってなんらかの配慮を要する場合は、春季大会は4月10日、秋季大会は10月10日までに下記の大会事務局までご相談ください。本要領で定

める費用助成の他、座席の確保など可能な範囲で対応いたします。

(3) 助成対象日数は会期中の2日を上限とします。

(4) 所定の期日までに申請がない場合は、申請はないものとみなします。

提出先：大会委員会事務局

〒101-0065 東京都千代田区西神田 2-4-1 東方学会新館 2F

電話：03-3262-4291 FAX：03-5216-7552

Email：taikai-office@nkg.or.jp